

富山県立氷見高等学校DX加速化推進事業に関する業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要領

1 趣旨

本要領は、高等学校DX加速化推進事業に基づき、富山県立氷見高等学校においてDXを推進することができる人材の育成と確保を目的に、県が本業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定する。

2 委託業務の概要

(1) 名称

富山県立氷見高等学校DX加速化推進事業に関する業務委託

(2) 内容

別紙「富山県立氷見高等学校DX加速化推進事業に関する業務仕様書」（以下、「別紙仕様書」とする。）のとおり

(3) 期間

契約締結日から令和8年3月31日（火曜日）まで

(4) 委託金額の上限額

金4,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）

この限度額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定する。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (6) 次にいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同業第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- セ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

4 参加手続き

(1) 参加申込

ア 提出書類：参加申込書（様式1） ※ファイル形式はPDFとすること

イ 提出方法：電子メールにて提出

アドレス…akyoikumirai@pref.toyama.lg.jp

件名…【業者名】氷見高校業務委託に係る参加申込【県立高校課】

ウ 提出期限：令和7年8月15日（金曜日）

(2) 質問 ※質問がある場合のみ提出すること。

ア 提出書類：質問書（様式2） ※ファイル形式はPDFとすること

イ 提出方法：電子メールにて提出

アドレス…akyoikumirai@pref.toyama.lg.jp

件名…【業者名】氷見高校業務委託に係る質問【県立高校課】

ウ 提出期限：令和7年8月15日（金曜日）

質問に対する回答は、参加申込書（様式1）を受理した全社に対して、電子メールで回答する。なお、他の応募者に関する質問や、プロポーザル参加者として適切ではない質問は、受け付けない。

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込者は、別紙仕様書を踏まえて、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類のファイル形式は、すべてPDFとすること。

ア 企画提案書（様式任意）

- ・ 1者につき1提案とすること
- ・ 書式は、A4縦長又は横長のいずれかに統一し、横書きとすること
- ・ 県において複数の提案を公正に比較できるよう、別紙仕様書の「委託業の内容」に従って作成すること

イ 経費見積書（様式任意）

- ・ 本委託業務の実施に伴うすべての経費（消費税及び地方消費税を含む）を算出し、作成すること。なお、積算の内訳を明記すること

ウ 会社概要（様式3）

エ 委託業務に係る類似業務の実績（様式任意）

- ・ 教育機関における講義や授業支援等、類似業務の実績があれば、概要が分かる資料を提出すること

(2) 提出方法

指定するURLからアップロードすること。

なお、URLは後日、参加申込者に対して連絡する。

(3) 提出期限

令和7年8月22日（金曜日）

6 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容審査（以下、書類審査とする。）及びプレゼンテーション審査により、別紙「審査基準」に基づいて審査を行い、最も得点の高い提案者を受注候補者とする。

参加者が多数の場合は、書類審査により一定数の者を選定し、その中からプレゼンテーション審査を行い、受注候補者を選定する。また、参加者が1者の場合は、書類審査のみで選定する。

なお、審査は非公開とする。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施予定日：令和7年8月26日（火曜日） ※後日、参加申込者に対して連絡する

イ 実施場所：オンライン ※後日、参加申込者に対して連絡する

ウ 実施方法：1者あたり30分程度（説明20分程度、質疑応答10分程度）

※参加申込状況により、持ち時間を変更する場合がある

プレゼンテーションの実施順は、抽選にて決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は後日、書面（電子メール添付）で採否のみ通知する。

また、選定した受注候補者の名称とその選定理由は、県Webページで公表する。

なお、審査結果に対する異議申し立てはできない。

7 契約締結

県は受注候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が調った場合は、受注候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、受注候補者と協議が調わない場合は、得点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

8 日程

令和7年7月31日（木曜日）	公募開始
令和7年8月15日（金曜日）	参加申込書提出期限、質問書提出期限
令和7年8月22日（金曜日）	企画提案書等提出期限
令和7年8月26日（火曜日）※予定	プレゼンテーション審査の実施
令和7年8月下旬以降	審査結果通知

9 失格事項

以下(1)～(5)のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に記載のある提出書類、提出方法、提出期限に従っていない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提出書類に記載された内容において、明らかに公正な競争を阻害する又は事業実施に支障を来す恐れがあると判断される場合

10 その他

- (1) プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、別紙仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (4) 第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じること。